

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第3回）

概要

1 日時

平成22年3月26日(金)

2 実態調査先

(1) 春日部市消防本部 (10:00~11:30)

(2) 越谷市消防本部 (13:00~14:20)

(3) 吉川松伏消防組合消防本部 (15:10~16:30)

3 出席者（50音順、敬称略）

小川 淳也（座長）、青山 佳世、荒木 尚志、岡本 博、吉川 肇子、
迫 大助、下井 康史、辻 琢也、三浦 孝一

4 内容（各消防本部共通）

(1) 視察（30~40分程度）

○訓練視察：消防隊や救助隊の実演など（春日部市消防本部のみ）

○施設視察：職員の執務環境（仮眠室・食堂ほか）や指令センター等

(2) 職員との意見交換（50分程度）

○参加者：主に現場の職員10名程度（消防職員委員会の委員を含む。）

○主なテーマ：①消防職員の勤務実態等

②消防職員委員会の運営実態

③消防職員の労働基本権について など

○委員からの質問に対して出席職員が答える形で進行。

5 意見交換における主なやりとり（各消防本部50分程度）

(1) 春日部市消防本部

○ 現在、働く上での課題はどのようなものと認識しているか。

- ・ 救急、予防、救助などそれぞれ高度な専門知識が求められるにもかかわらず、財政難のため人員の確保が困難。
- ・ 施設、資機材が老朽化している。

○ 消防職員委員会の運営状況はどうか。

- ・ 委員は18名で、今年度は1回開催（約2時間程度）。審議件数は、7件。

○ 消防職員委員会制度の成果、改善すべき点はどのようなものか。

- ・ 消防長に対して意見を述べることで実際に勤務条件、装備等が改

善されたことは成果と言えるのではないか。

- ・ 現行制度は、消防長に提出された意見に対する決定権があるが、首長に対して意見を具申できる仕組みにできないか。
- 団結権が認められることで組合への加入、未加入等により業務に支障が出る可能性があるか。
 - ・ 組合への加入、未加入により部隊の中の関係が悪化することになれば、職員の安全管理面に影響が生じることになる。
 - ・ これまで職務を遂行する上で、団結権があればということは考えたこともなく、労働組合という団体の性質、特徴がまだ分からない。
 - ・ 指揮命令系統に与える影響については、それほどないのではないかと考える。

(2) 越谷市消防本部

- 団結権に対するイメージはどのようなものか。
 - ・ 団結権があれば、当局側と対等な立場で幅広く話し合いを行うことができ、職員が働きやすい職場環境を作ることには資するのではないか。
 - ・ 管理職の立場から申し上げても、団結権が認められたとしても、指揮命令系統が乱れることはないのではないか。
- 消防職員委員会の運営状況はどうか。
 - ・ 委員は16名で、今年度は1回開催（約2時間30分程度）。審議件数は7件。
- 消防職員委員会の意見とりまとめ者として心がけていることは。
 - ・ 職員の側からなかなか声が出てこない部分もあるので、積極的に声かけを行い、なるべく意見を提出してもらうようにしている。
- 越谷市消防本部に存在する消防職員協議会の活動実態はどうか。
 - ・ 各署所に役員を配置することで、協議会として意見を吸い上げている。
 - ・ 全国の消防職員協議会が実施する研修にも参加している。
- 勤務条件等については、消防職員委員会において意見を提出すればよいのではないか。
 - ・ 書面で意見を提出することが困難なものもある。

(3) 吉川松伏消防組合

- 消防職員委員会の運営状況はどうか。
 - ・ 委員は8名で、今年度は1回開催。審議件数は、4件。

- 消防職員委員会で審議された意見が今年度は4件とやや少ないと感じられるかどうか。また、消防長の処置結果が「現行どおり」とされたものについてどのように職員に説明しているか。
 - ・ 意見を出しづらいという雰囲気は特段ない。各職場内である程度集約された上で、意見として提出されているのではないか。
 - ・ 「現行どおり」とされた意見についても、理由を示した上で、書面により職員に通知している。
- 消防職員委員会制度の課題はどのようなものか。
 - ・ 消防職員委員会制度の趣旨が十分理解されておらず、提出できる意見の範囲もよく分からないので、意見が提出されていない面もあるのではないか。
- 団結権に対するイメージはどのようなものか。
 - ・ 職務を行う上でこれまであまり意識したことはない。
 - ・ 正直なところ組合に加入する者とならない者が出てきて、何かややこしいことになりそうという感じを受ける。
 - ・ 労働組合が結成され当局側と議論できる場所ができるのは、良いことと言えるのではないか。
 - ・ 労働組合に加入する者とならない者が出てくると思うので、団結権を認めることよりも、消防職員委員会制度の機能を強化する方向の方が良いのではないか。

以 上

文責：消防職員の団結権のあり方に関する検討会事務局

(総務省自治行政局公務員部公務員課、消防庁消防・救急課)